

宮津市水道使用料金等審議会の設置について

◆目的

宮津市における水道事業について、その健全な経営を図るため、あるべき水道使用料金等について諮問するため、宮津市水道使用料金等審議会を設置する。

◆役割(所掌事務)

市長の諮問に応じ、水道使用料金等に関する調査及び審議を行う。

(審議会は、水道使用料金等について審議し、答申をいただくものであり、最終的な水道使用料金等については、市長の責において決定し、議会に提案していくものです。)

◆組織

要綱上は、委員 10 人以内とし、「宮津市自治連合協議会の役員、女性団体の役員、労働団体の役員、その他の団体の役職員等、学識経験者」とする。

※ その他の団体

- ・宮津商工会議所
- ・宮津天橋立観光旅館協同組合 など

◆審議会の開催予定

第1回 (10月30日)	○委員顔合わせ ○市長あいさつ ○会長、副会長選出(互選) ○水道使用料金等のあり方についての諮問 ○水道事業の現況について
第2回 (11月)	○水道事業の今後の収支見込みについて ○水道使用料金等の検討
第3回 (12月)	○答申(案)の確認

◆委嘱期間

第1回審議会(令和6年10月30日)から 審議終了日 まで